

## 笠間市地域交流センターともべの利用に関する Q&A

Q1. 印刷室での印刷は可能ですか。

A1. 印刷機の利用は無料で、1回あたり50枚以上500枚までとなります。また、印刷用の紙については利用者に用意していただくこととなります。

Q2. 部屋毎の利用料の額はいくらになりますか。

A2. 別紙のとおりとなります。

Q3. 展示用のスペースはありますか。

A3. 展示用のスペースは、マルチホール両脇の通路側とし、ピクチャーレールを設置しています。

Q4. 展示スペースには、どれくらいの期間展示ができますか。

A4. 展示期間は、2週間といたします。

Q5. 部屋等の定期利用は、可能ですか。

A5. 定期利用の受付は行いませんが、使用日の属する月の4月前の初日から使用日の5日前までに申請していただき、許可を受けてから利用いただくようになります。

Q6. 急に使用したい場合は、借りられますか。

A6. 空いていれば、当日であっても所定の手続き後、使用することができます。

Q7. センター内の部屋は、全て予約制ですか。

A7. 交流ルーム、キッズルームなどの供用スペースは、予約の必要はありませんが、マルチホールや会議室、健康ルーム、調理室などは予約制となります。

Q8. 団体利用と認めるのは、何名以上からですか。

A8. 概ね10名からとなります。

Q9. 市民活動団体が利用する場合は、無料ですか。

A9. 市内の市民活動団体は免除となりますが、市外の団体は有料となります。ただし、笠間市や笠間市教育委員会との共催か後援を受けるときには、減免の対象となります。

Q10. 法事で利用することは、可能ですか。

A10. 施設内は、多くの市民が自由に行き交うことのできるスペースやカフェがあり、活発な活動や交流で賑わいを創り出す施設であることから、法事での活用にはそぐわないため民間の施設に委ねることとします。

Q11. 定期的な利用は可能ですか。

A11. 同一の団体が継続的に占有することは施設の性質上好ましくないと考えておりますので、週1回程度、4時間以内の利用であれば可能とします。

Q12. 自転車駐車場の定期利用申請はいつからですか？

A12. 随時申請をしてください。

Q13. 公民館と交流センターは、どう違いますか？

A13. 公民館は、社会教育、生涯学習といった教育の位置付けがされた施設です。

この度建設した地域交流センターでは、地域コミュニティ交流・市民活動団体の拠点として、さらにNPO団体においては市全体活動の情報発信・交流拠点として施設を活用し地域を活性化させる施設となります。

また、市民活動を推進するにあたり、新たな交流を生み出すためのきっかけづくりとして、営利活動もできるようになりました。

地域交流センターは、多くの世代が集い、利用していただけるような賑わいのある地域の交流拠点を目指します。

Q14. 飲食をできる場所はありますか？

A14. 「カフェ&キッチンともあ」があります。営業時間は午前11時から午後9時です。貸切りの場合もありますのでご注意ください。

カフェ&キッチンともあ TEL:0296-71-7010

Q15. レンタサイクルはありますか？

A15. 5台用意しています。午前9時から午後5時30分は300円で、それ以降は200円追加となります。

Q16. 映画の上映は行っていますか？

A16. 地域交流センターともべでは、駅前シネマを毎月第3日曜日に上映しています。上映時間は、①午前10時、②午後2時、③午後6時の3回です。